

広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十七号

広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第
- 八号に掲げる応急仮設建築物のために占用するとき。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	甲地 六三〇 乙地 五三〇
	第二種電柱		甲地 九七〇 乙地 八二〇
	第三種電柱		甲地 一、三〇〇 乙地 一、一〇〇
	第一種電話柱		甲地 五六〇 乙地 四八〇
	第二種電話柱		甲地 九〇〇 乙地 七六〇
	第三種電話柱		甲地 一、二〇〇 乙地 一、〇〇〇
	その他の柱類		甲地 五六 乙地 四八
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	甲地 六 乙地 五
	地下に設ける電線その他の線類		甲地 三 乙地 三
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	甲地 五五〇 乙地 四七〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	甲地 三四〇 乙地 二九〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	甲地 一、一〇〇 乙地 九五〇	
郵便差出箱及び信書便差		甲地 四七〇 乙地 四〇〇	

			法第三十二條第一項第二号に掲げる物件															
その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室			法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設										出箱	広告塔	その他のもの
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの				
			占用面積一平方メートルにつき一年			長さ一メートルにつき一年										表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	
一、一〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、一〇〇	六七〇	三四〇	二四〇	一三〇	一〇〇	六七	五一	三四	二四	一、一〇〇	二、〇〇〇	
九五〇	三一〇	五一〇				九五〇	五七〇	二九〇	二〇〇	一一〇	八六	五七	四三	二九	二〇	九五〇	一、〇〇〇	

令第七条第 自動車駐 車場	号に掲げ る施設 並びに 同条第 七号に 掲げる その他の もの	令第七条第 六号に掲 げる施設 並びに 同条第 七号に 掲げる 建築物	令第七条第 五号に掲 げる施設	令第七条第 四号に掲 げる施設 建築物及 び同条第 五号に掲 げる施設	令第七条第 三号に掲 げる工事 用材料及 び同条第 三号に掲 げる工事 用施設 である ものを 除く。	アーチ	幕（令第七 条第二号 に掲げる 工事用 施設であ るものを 除く。）		旗ざお		標識	看板（アー チである ものを 除く。）		令第七条第 一号に掲 げる物 件	法第三十二 条第一項第 六号に掲 げる施設		
							祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時 的に設 けるもの	その他の もの	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時 的に設 けるもの	その他の もの		祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時 的に設 けるもの	その他の もの			一時的に 設けるもの	一時的に 設けるもの
							その他の もの	車道を横 断するもの	その他の もの	その他の もの		その他の もの	その他の もの			その他の もの	その他の もの
上空、トンネルの上又は																	
		占用面積一平方 メートルにつき 一年	占用面積一平方 メートルにつき 一月	一基につき一月	その面積一平方 メートルにつき 一月		その面積一平方 メートルにつき 一日	一本につき一月		一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方 メートルにつき 一年	表示面積一平方 メートルにつき 一月	占用面積一平方 メートルにつき 一月	占用面積一平方 メートルにつき 一日		
Aに〇・〇	Aに〇・〇 一を乗じて 得た額	Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額	一一〇	二〇〇	二〇〇	一、 〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	九〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		
Aに〇・〇	Aに〇・〇 一三を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一八を乗じ て得た額	九五	一〇〇	一〇〇	一、 〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		

八号に掲げる応急仮設建築物	高架の道路の路面下に設けるもの	一四を乗じて得た額	一八を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	
令第七条第九号に掲げる器具		Aに〇・〇二五を乗じて得た額	
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	

別表備考第七号中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による同意を得て現に存する占有物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は当該同意に係る期間が更新された占有物件を含む。以下「既存占有物件」という。）に係る一年当たりの占有料の額は、改正後の広島県道路占有料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占有料額」という。）を超える場合は、当該改正占有料額を占有料の額とする。

- 一 平成二十一年度 改正前の広島県道路占有料徴収条例第二条の規定を適用して算定したそれぞれの既存占有物件に係る一年当たりの占有料の額に一・一を乗じて得た額
- 二 平成二十二年度以降 それぞれの既存占有物件に係る前年度の一年当たりの占有料の額に一・一を乗じて得た額